

三島町

地域福祉計画・地域福祉活動計画

「人と人とのつながりで安心して暮らせるまち」

令和7年度～令和12年度

三島町

目 次

第1章 計画の概要	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
第2章 地域福祉を取り巻く状況	7
1 地域の状況	7
（1）人口、世帯構成	7
（2）地域社会の状況	9
（3）住民アンケート調査からみる現状	11
2 地域を支える各種団体等の状況	12
3 三島町の地域福祉に関わる主な課題	13
第3章 計画の理念と基本目標	14
1 基本理念	14
2 基本目標	14
3 基本目標と施策の関係	15
第4章 現状と課題、施策の方向性	16
基本目標1 地域をつなぐ絆づくり	16
基本目標2 地域福祉の担い手づくり	19
基本目標3 安心・安全な地域づくり	22
第5章 計画の推進、進行管理	26
1 計画の推進体制	26
2 計画の進行管理	26
3 施策に係る指標	26

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

少子高齢化が進む中、核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化、価値観の多様化などにより、地域社会が抱える課題は様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、8050問題やダブルケアなど、個人や世帯においても複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。これらは、従来からある公的な制度のみでは解決が困難であり、公的支援についても課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

こうした状況を踏まえ、住民が様々な地域課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心していきいき暮らせる地域づくりを実現するために、地域福祉にはこれまで以上にきめの細かい対応が求められています。

国においては、地域や個人が抱える課題を多様な主体が「我が事」として受け止め、包括的に支えていく「地域共生社会」の実現に向け、高齢者や障がい者、子どもなどの分野にかかわらず包括的に支援するための体制づくりや、住民主体により相互に支え合う地域づくりを進めています。

この計画は、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、幅広い住民の主体的な参加と協働によって、人がつながり、共に支え合い、いきいきと安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目的として策定するものです。

2 計画の性格・位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条（地域福祉の推進）を踏まえた上、社会福祉法第107条の規定に基づき「地域福祉の推進に向けて基本的な方向を定める市町村地域福祉計画」として策定するものです。

一方「地域福祉活動計画」は社会福祉法第109条において、地域福祉の推進を図る団体と定義されている社会福祉協議会が策定する「住民及び福祉・保健等の関係団体・事業者が、地域福祉推進に関わる具体的な活動を定める民間計画」です。

また、地域福祉計画は、三島町振興計画に基づき、高齢者福祉計画・介護保険事業計画など福祉に関する個別計画と地域福祉の理念を共有するものであり、他の個別計画の上位計画として位置付けるものです。

さらに、多様化する個々の生活課題に対応するために、他の個別計画と整合・調整を図りながら、住民、地域、行政との連携・協働により総合的に展開することを目指します。

＜参考：社会福祉法＞

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

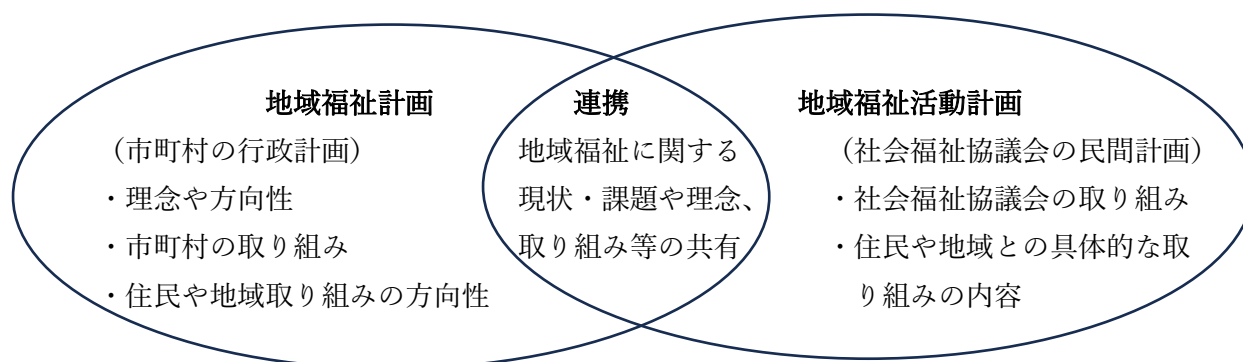
3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

<計画の位置づけ>



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和12年度までの6年間とします。

なお、計画の実施状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画を点検し、見直しを行います。

－ 各計画の計画期間 －

主な関連計画	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
三島町振興計画 (基本構想)										
	第五次振興計画(計画期間10年)									
三島町振興計画 (基本計画)										
	前期計画(計画期間5年)					後期計画(計画期間5年)				
地域福祉計画										
						第1期計画(計画期間6年)				
地域福祉活動 計画(社会福祉 協議会)										
						第1期計画(計画期間6年)				
障がい者計画	第4次計画 (計画期間6年)			第5次計画 (計画期間6年)						
障がい福祉計画	第6次計画 (計画期間3年)			第7次計画 (計画期間3年)			第8次計画 (計画期間3年)			
障がい児福祉計 画	第2次計画 (計画期間3年)			第3次計画 (計画期間3年)			第4次計画 (計画期間3年)			
高齢者保健福祉 計画	第9期計画 (計画期間3年)			第10期計画 (計画期間3年)			第11期計画 (計画期間3年)			
介護保険事業計 画	第8期計画 (計画期間3年)			第9期計画 (計画期間3年)			第10期計画 (計画期間3年)			
子ども・子育て 支援計画	第1期計画 (計画期間5年)				第2期計画 (計画期間5年)					
データヘルス計 画	第2期計画 (計画期間5年)			第3期計画 (計画期間6年)						
(特定健康診査 等実施計画)	第3期計画 (計画期間5年)			第4期計画 (計画期間6年)						
健康みしま21	第2次計画 (計画期間11年)			第3次計画 (計画期間12年)						

4 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

本計画の策定にあたり、地域の代表、医療・保健・福祉関係者などにより構成する「三島町地域福祉計画等策定委員会」を設置し、策定に関する協議・検討と計画に対する意見や要望の集約を図りました。

(2) 住民アンケートの実施

本計画の策定にあたり、住民の皆様の地域福祉に対する考え方やご意見等をうかがい、計画策定の基礎資料とすることを目的として、過去に実施したアンケート調査の結果を反映しました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- 調査対象者 町内在住の65歳以上の高齢者の内、要介護認定（要介護1～5）を受けていない者
- 調査期間 令和5年10月5日～令和5年10月25日
- 調査方法 郵送による配布・回収
- 回収結果 配布数624件 回収数577件 回収率92.4%

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 地域の状況

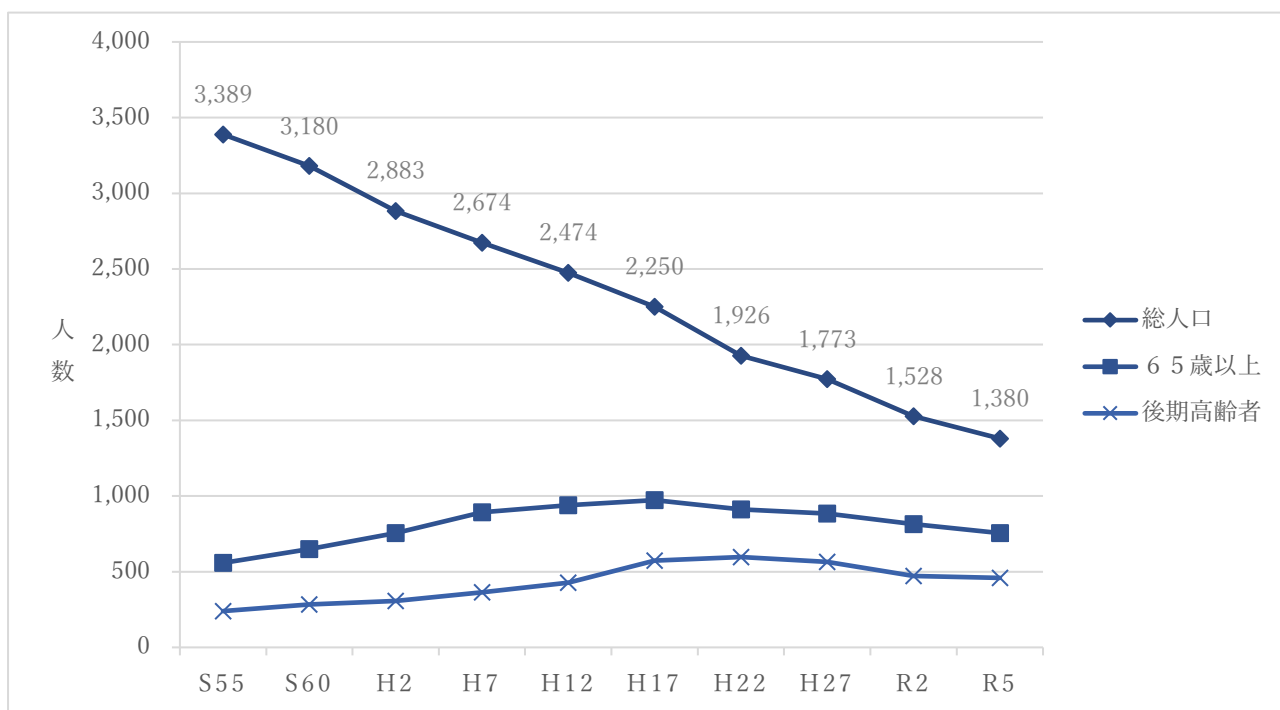
(1) 人口、世帯構成

本町における人口の推移については、令和2年には1,528人でしたが、令和5年には1,380人となり、3年間で9.68%減少しています。

【人口構成と高齢化率の推移】各年10月1日現在

(単位:人、%)

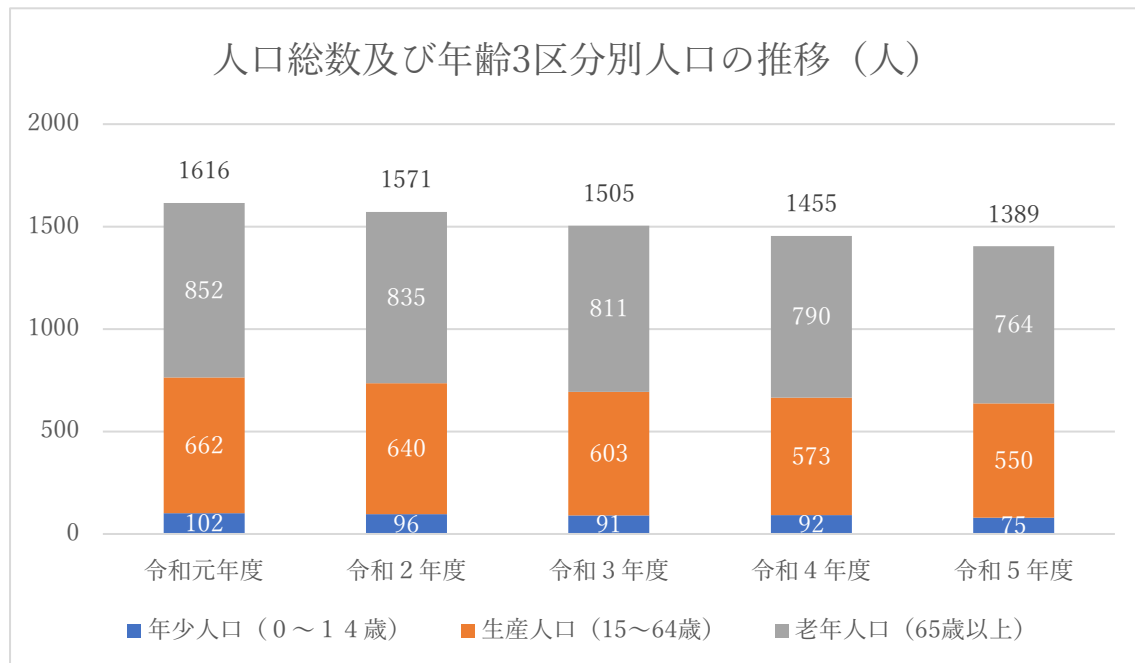
	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R5
総人口	3,389	3,180	2,883	2,674	2,474	2,250	1,926	1,773	1,528	1,380
65歳以上	558	649	755	893	939	973	912	885	814	756
うち前期高齢者	318	365	449	530	511	400	315	321	343	296
うち後期高齢者	240	284	306	363	428	573	597	564	471	460
40～64歳	1,354	1,222	1,110	951	834	711	615	489	379	343
高齢化率	16.5%	20.4%	26.2%	33.4%	38.0%	43.2%	47.4%	49.9%	53.3%	54.8%
後期高齢化率	7.1%	8.9%	10.6%	13.6%	17.3%	25.5%	31.0%	31.8%	30.8%	33.3%
県高齢化率	10.5%	11.9%	14.3%	17.3%	20.3%	22.7%	25.0%	28.7%	31.8%	33.3%
国高齢化率	9.1%	10.3%	12.1%	14.5%	17.4%	20.1%	23.0%	26.6%	28.6%	29.2%
県後期高齢化率	3.6%	4.4%	5.5%	6.5%	8.5%	11.1%	13.5%	15.0%	16.2%	17.3%
国後期高齢化率	3.1%	3.9%	4.8%	5.7%	7.1%	9.1%	11.1%	12.8%	14.7%	16.2%



※住民基本台帳より作成

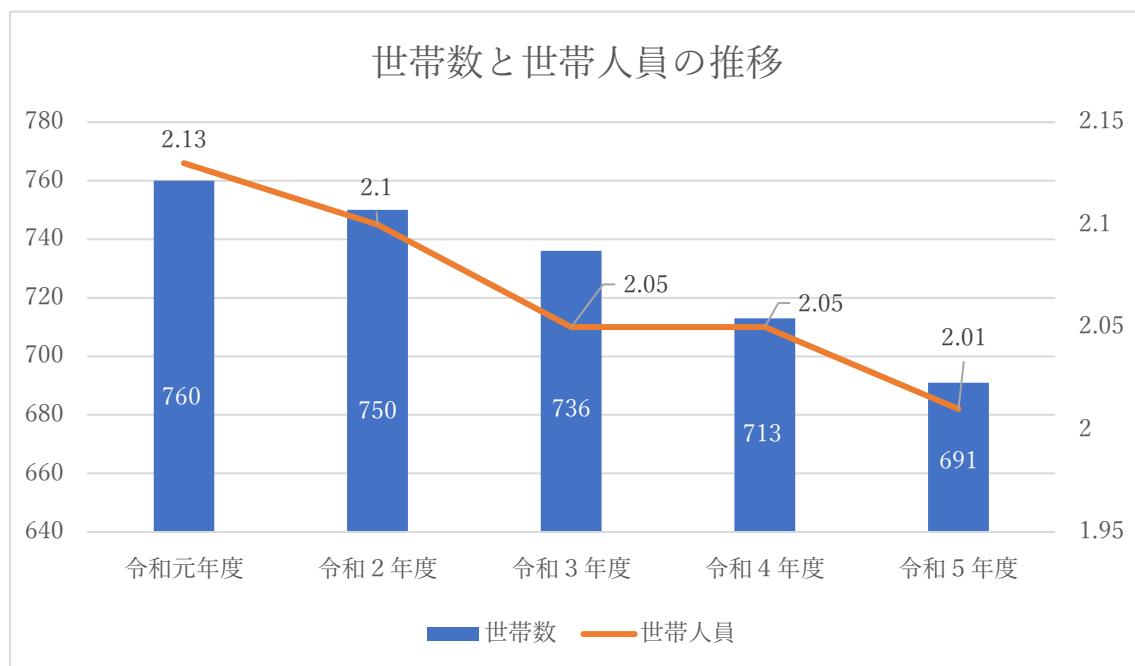
年齢3区分別人口とその割合をみると、全体の割合はほとんど変わらない状態で、それぞれの区分において人口が減少するように推移しています。

【人口総数及び年齢3区分別人口の推移】各年4月1日現在



世帯数と1世帯当たりの人員は年々減少傾向で推移しています。

【世帯数と1世帯当たりの人員の推移】各年4月1日現在



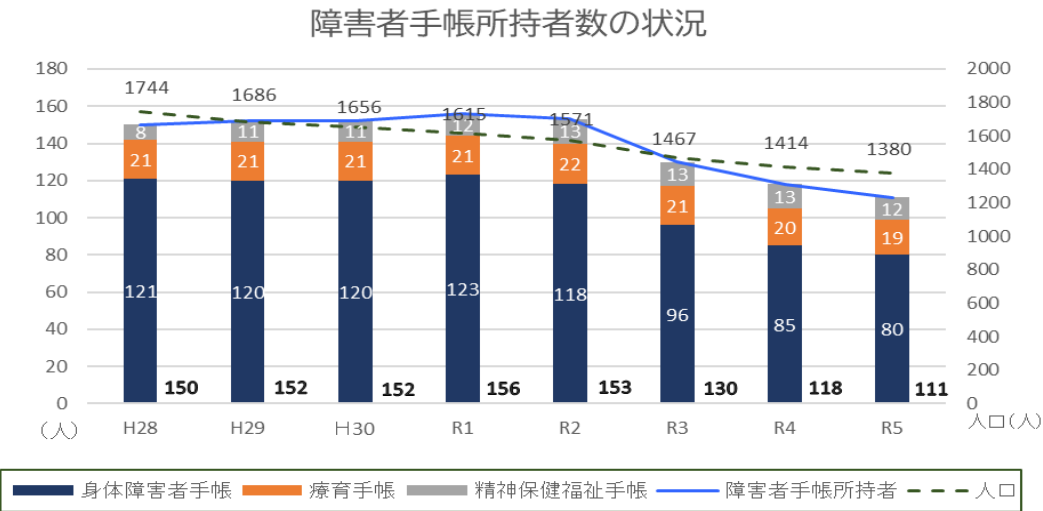
住民基本台帳より作成

(2) 地域社会の状況

■障がい者（児）の状況

障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、障がい別では身体障害者手帳保持者は80人、療育手帳保持者は19人、精神障害者保健福祉手帳所持者は12人となっています。

【障害者手帳保持者数の推移】各年4月1日現在



【身体障害者手帳等級別の推移】

等 級	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	増減 (R5/R4)
1 級	30	28	24	25	25	19	21	18	△ 14.3%
2 級	10	10	12	11	12	14	12	11	△ 8.3%
3 級	29	30	31	33	30	22	16	17	6.3%
4 級	32	32	33	32	30	26	22	21	△ 4.5%
5 級	10	9	8	9	9	6	6	6	0.0%
6 級	10	11	12	13	12	9	8	7	△ 12.5%
計	121	120	120	123	118	96	85	80	△ 5.9%
三島町人口(R6.1.1現在)						1,380	人口割合	5.80%	

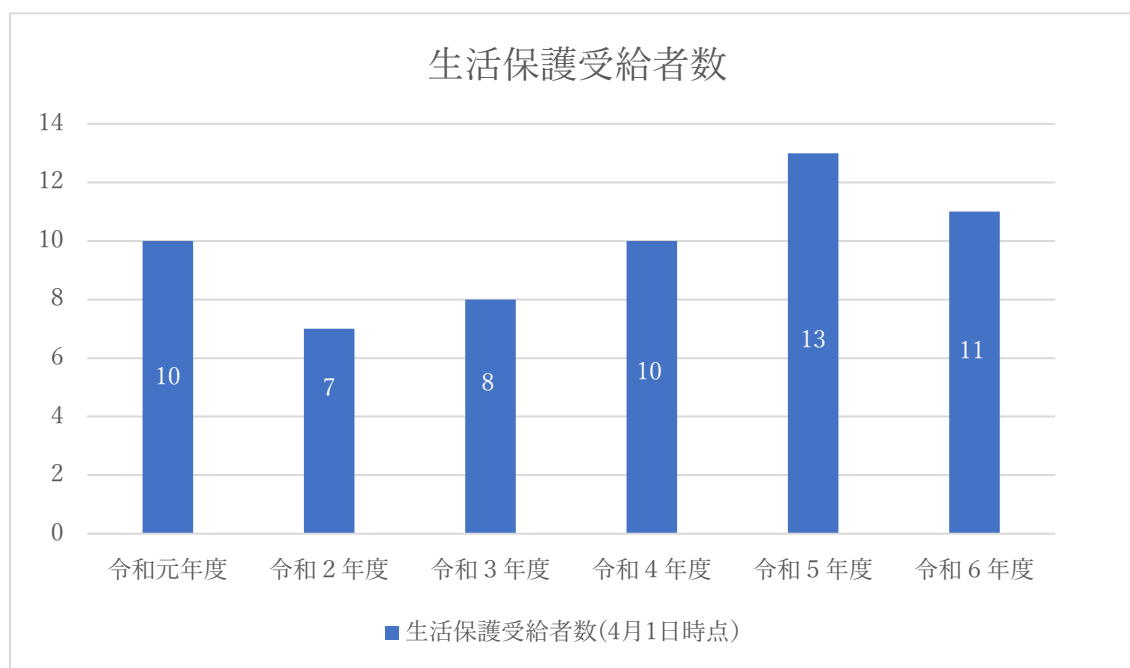
【身体障害者手帳障害部位別の推移】

種 類	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	増減 (R5/R4)
視 覚	7	7	7	9	9	6	6	6	0.0%
聴覚・平衡	13	13	19	18	17	15	13	12	△ 7.7%
音声・言語等	3	3	3	2	2	0	0	1	#DIV/0!
肢体不自由	67	66	62	62	60	51	45	40	△ 11.1%
内 部	31	31	29	32	30	24	21	21	0.0%
計	121	120	120	123	118	96	85	80	△ 5.9%

■生活保護の状況

生活保護受給者数は、10人前後で増減しており、令和6年には10世帯、11人となっています。

【生活保護受給者数及び受給世帯の推移】

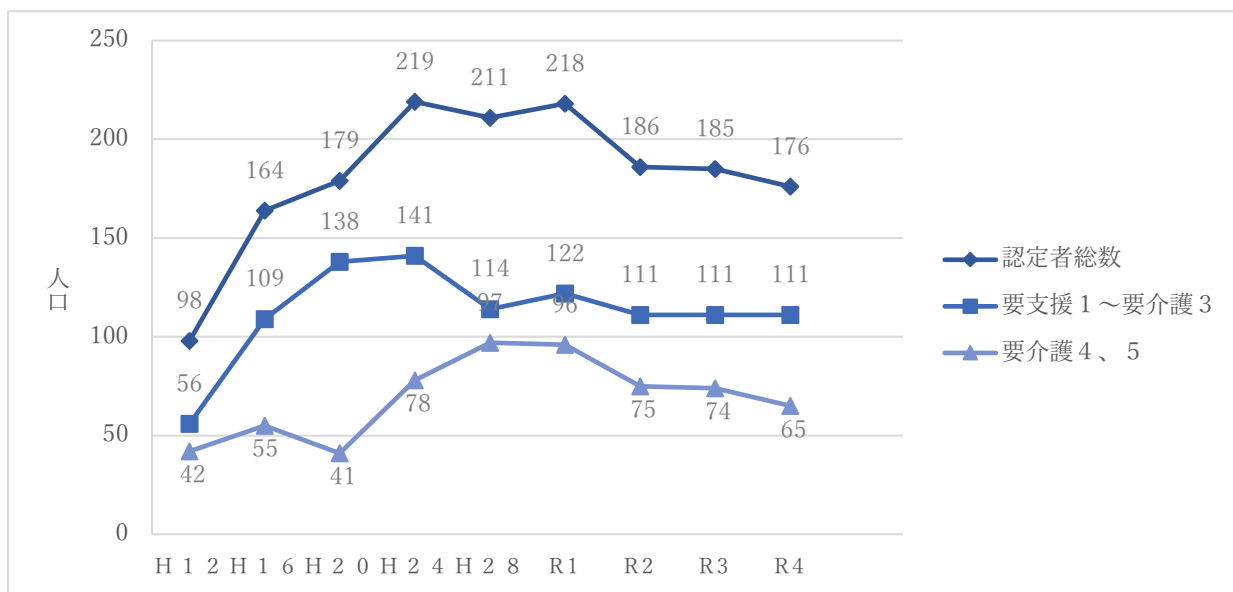


■要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は人口と共に減少傾向であり、認定率は令和4年度21.9%となっています。

【要支援・要介護認定者数と認定率の推移】

	H12	H16	H20	H24	H28	R1	R2	R3	R4
認定者総数	98	164	179	219	211	218	186	185	176
うち要支援1 ～要介護3	56	109	138	141	114	122	111	111	111
うち要介護4,5	42	55	41	78	97	96	75	74	65
認 定 率	10.3%	16.7%	18.7%	23.2%	24.1%	25.3%	22.5%	22.5%	21.9%
福島県平均認定率	—	—	—	—	18.9%	19.1%	19.2%	19.3%	19.3%
全国平均認定率	—	—	—	—	17.9%	18.3%	18.6%	18.7%	18.9%



（３）住民アンケート調査からみる現状

地域福祉の現状と課題、地域福祉に対する住民の意識などを把握するために、住民アンケート調査を実施し、その主な調査結果は以下のとおりです。

■地域活動への参加について（複数回答）

参加している地域活動は「集落の集まり」が最も多く、頻度としては、「年に数回」、「月１～３回」が多くなっています。次いで「収入のある仕事」、「ボランティアのグループ」、「趣味関係のグループ」となっています。

以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか（対象者５５７人）

項目	週４回以上	週２～３回	週１回	月１～３回	年に数回	参加していない	未回答
①ボランティアのグループ	1	3	7	34	120	256	156
②スポーツ関係のグループやクラブ	5	32	20	35	30	296	159
③趣味関係のグループ	4	9	13	54	43	288	166
④学習・教養サークル	0	1	1	22	25	353	175
⑤（三島町健康講座、こらんしょ運動教室、健康麻雀教室など）介護予防のための通いの場	4	5	10	31	35	335	157
⑥老人クラブ	1	7	3	32	56	330	148
⑦地区の集まり	1	3	4	55	247	139	128
⑧収入のある仕事	73	35	11	11	37	265	145

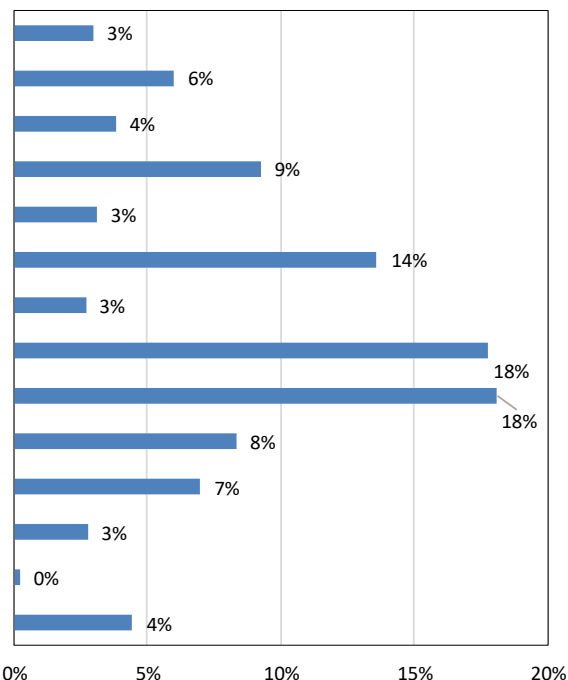
※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より作成

■福祉施策について（複数回答）

高齢者が地域で暮らし続けるために充実すべきことについて、「宮下病院等の医療機関の安定継続」が最も多く、次いで「高齢者の雪対策の支援」、「町営バスの継続や交通手段の充実」、「地域での支え合い、見守り体制の充実」となっております。

高齢者が地域で暮らし続けるためにどのようなことを充実すべきと思われますか（三つまで）

項目	人数
健康を維持増進するための講話や事業の充実	42
老人クラブや地区サロン等の生きがい活動支援の充実	85
心配や困りごとを相談できる相談体制の充実	54
地域での支え合い、見守り体制の充実	131
配食サービスの継続	44
町営バスの継続や交通手段の充実	193
防犯体制や災害緊急時支援の充実	38
高齢者の雪対策の支援	252
宮下病院等の医療機関の安定継続	257
在宅医療（訪問診療、訪問看護等）の充実	118
介護サービスや介護施設の充実	99
特にない	39
その他	3
未回答	63
総数	1418



※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より作成

2 地域を支える各種団体等の状況

（1）自治会

自治会は地域住民のふれあいの場をつくり、お互いに助け合って協力をしていくことで、快適で住みよい地域をつくり上げていくための、住民にとって最も身近な自治組織です。福祉事業への取組、地域内の環境整備、地域住民の親睦交流のほか自主防災組織を立ち上げ、地域の安心安全な暮らしを支える活動にも取り組んでいます。

令和6年3月末現在の自治会の数は17となっています。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として中心的な役割を担う、社会福祉法に基づく公共的な性格を持った営利を目的としない民間団体です。

地域の人々が抱える様々な福祉課題を地域全体の問題としてとらえ、地域、行政、関係機関等と連携しながら、地域福祉活動事業、日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業、ボランティアセンター事業、地域支援事業、生活福祉資金等貸付事業などを行っています。

(3) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣からの委嘱を受け、社会福祉の増進のために、住民の立場に立って生活や福祉に関する相談・援助活動を行います。生活困窮者、児童、心身障がい者（児）、高齢者、ひとり親世帯等、援護を必要とする人々が安心して暮らせるよう身近な相談先として、訪問等による支援を行っています。

(4) 老人クラブ

老人クラブは、おおむね60歳以上の高齢者によって活動が行われており、友愛訪問活動や清掃奉仕活動のほか健康づくり事業等を行っています。会員数は全体的に減少傾向にあり、新しく会員になる若年高齢者が少なくなっているのが要因と考えられます。その結果、会員の高年齢化が進んでおります。

(5) 各種団体等

各種団体には消防団、ボランティア団体、NPO法人などがあり、どの団体においても新しい会員の不足が課題として挙げられています。

3 三島町の地域福祉に関わる主な課題

(1) 福祉課題を抱える人の増加

- ・支援が必要な高齢者や障がい者、8050問題やダブルケアなど複合的な課題を抱える世帯、地域で孤立する世帯などが増加傾向にあり、課題や不安を軽減するための取組や仕組みづくりが必要です。

- ・住民のニーズの多様化に伴い、従来の制度や支援での対応が難しくなっていることから、必要な支援が届くように包括的な支援体制を構築する必要があります。

(2) 地域活動の担い手の育成

- ・地域全体の高齢化・一人暮らし等の増加により、地域を支える担い手が少ない現状があります。

- ・地域の状況や年齢層に応じた情報発信等により、これからの地域を担う人材を育成することが求められています。

(3) 安心・安全な生活の維持

- ・住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のつながりや防災対策等の重要性が再認識されています。
- ・地震や台風等の自然災害の増加により、災害時の避難行動要支援者を地域で支援する体制の構築が必要です。

第3章 計画の理念と基本目標

1 基本理念

「人と人とのつながりで安心して暮らせるまち」

地域のことを「我が事」ととらえて地域課題を受け止め、地域全体で支え合うまちづくりが求められています。住民の誰もが尊重され、健康で生きがいをもって暮らすことができるまち、誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らせるまち、そのような「地域共生社会」の実現に向け、「人と人とのつながりで安心して暮らせるまち」を目指します。

2 基本目標

(1) 地域をつなぐ絆づくり

地域での支え合いや助け合いの絆を広げるために、地域のつながりづくりを推進し、地域のことを「我が事」として考えられる意識づくりを進めます。

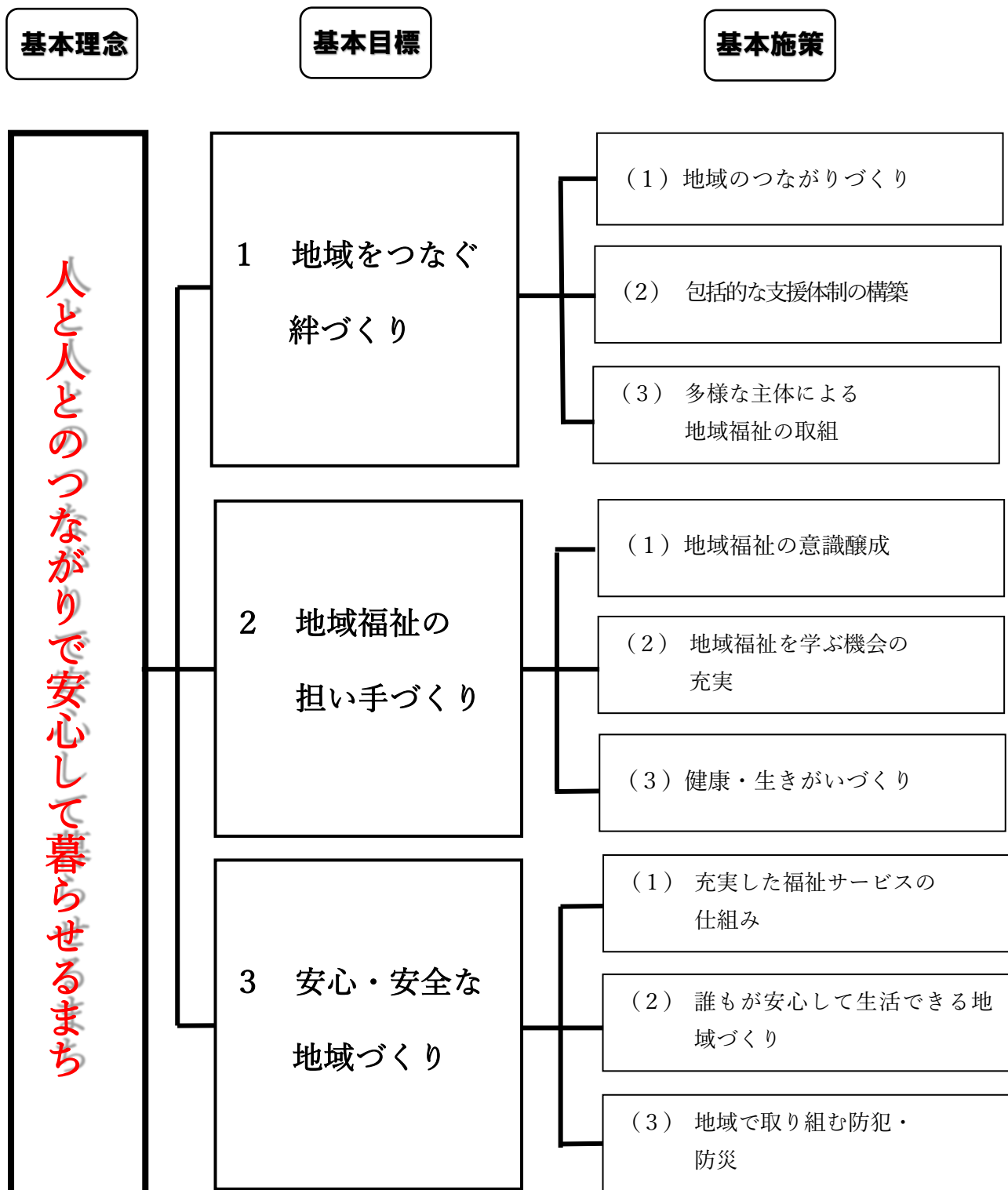
(2) 地域福祉の担い手づくり

地域に住む誰もが地域福祉に参画できるよう、講座や研修会等の様々な機会を通して住民の地域福祉の意識醸成に取り組むとともに、地域における健康・生きがいづくりを推進します。

(3) 安心・安全な地域づくり

住民一人ひとりが安心・安全な生活を送れるよう、地域における福祉環境の充実、防災対策、防犯や地域安全対策を推進するとともに、個人の意思の尊重と権利擁護に取り組みます。

3 基本目標と施策の関係



第4章 現状と課題、施策の方向性

基本目標1 地域をつなぐ絆づくり

■基本施策1 地域のつながりづくり

現状と課題

- 地域での支え合いを推進するためには、住民相互の交流を促進し、ふれあいの中でお互いの関係性を育むことが大切です。しかし近年、退職年齢の引き上げなどの就労体系の変化や、人口減少・少子高齢化や核家族化が進み、地域への関心がない人や地域との関わりを持たない人が増加していることもあり、地域のつながりが希薄化し、地域における身近な交流の機会が減少しています。
- 誰もが孤立せずに安心して暮らせるように、日常的な交流を図ることのできる場づくりや世代を超えたふれあいの機会を充実させるなど、地域での交流活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

施策の方向性

- 相互の見守りや支え合いによる新たなコミュニティづくりを支援するため、地区サロンなどの住民主体の活動を支援します。
- 子どもから高齢者まで世代を超えた支え合いの地域づくりの場を目指し、地域における世代間交流につながる取り組みに対して支援を行うことで、地域で暮らすための基盤づくりに取り組んでいきます。
- 県立病院の新設に伴い、町村の枠を超えた交流の場として新しい病院を活用していきます。

■基本施策2 包括的な支援体制の構築

現状と課題

- 住民のニーズは多様化し、課題も複雑化・複合化する傾向にあり、単独の相談機関では対応しきれない「制度の狭間」の課題等も出てきています。そのため、相談機関などが連携し、支援を必要とする方の生活状況や課題を分析し、各分野のサービスや社会資源などを組み合わせて支援を行う必要があります。
- 複合的で複雑な課題を有する場合や分野を横断する課題等に対応する場合、従来の枠組みにとらわれず、包括的な相談支援体制を整え、支援体制の充実を図る必要があります。
- 地域における相談支援体制については、身近な相談窓口として民生委員・児童委員が行政や関係機関とのパイプ役となり活動しています。

施策の方向性

- ８０５０問題、ダブルケア、ヤングケアラー等、住民の多様化・複雑化している課題に対応するため、包括的かつ、重層的な支援体制の構築を目指します。
- 多機関が集まる「地域ケア会議」の場などを活用し、情報共有・支援に関する協議の場を整備します。
- 誰もが身近なところで生活福祉に関する相談支援を包括的に受けられるよう、行政、地域包括支援センターや社会福祉協議会、医療・介護・福祉関係事業者などの多機関・多職種での情報共有・協働により、支援までの連携強化を図ります。
- 地域住民、自治会、民生委員・児童委員等が地域課題を把握し支援機関へつないだり、課題の共有やコーディネート機能を持つなど、住民主体の課題解決力の強化・向上を支援します。
- アウトリーチ等を通じて、相談支援につながっていない住民の把握に努めます。

■基本施策３ 多様な主体による地域福祉の取組

現状と課題

- サロン活動や老人クラブなど、地域の各種団体において様々な取組が行われています。
- 各団体等がそれぞれの特性を生かしながら役割を分担し、連携の上で問題に取り組む必要があるため、地域資源のネットワークの充実が求められます。
- 地域福祉活動を推進し継続させるためには、地域住民の参加を促進し、自治会、民生委員・児童委員、行政、関係機関等との連絡調整等のコーディネート機能が必要です。

施策の方向性

- 障がい者や高齢者等の各種団体が行う活動を支援することで、自立と社会参加を促進します。
- 地域福祉を推進するため、自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等の団体や組織、関係機関との連携の強化に努めます。
- 広報誌やパンフレットなどにより、福祉活動に関する情報発信に努めます。
- 生活支援コーディネーター等が中心となり、地域活動の把握と、関係機関との連絡調整に努めます。
- 県立病院を中心とし、町の課題や町村の枠を超えた課題等の解決に取り組めます。

■基本目標を達成するための主な取り組み

===== 住民・地域の取り組み =====

- ・講演会、ボランティア活動への積極的な参加
- ・自主的な地域交流サロンの開設・運営
- ・お祭りや地域行事等への参加
- ・地区サロンや町の健康教室への参加
- ・地域で困っている人や悩んでいる人について、社会福祉協議会や身近な民生委員・民生児童委員、地域包括支援センターなどに相談

===== 社会福祉協議会の取り組み =====

- ・講演会や研修会の開催
- ・地域ふれあいサロン、老人クラブ活動、ボランティア団体への支援
- ・社協だよりやホームページを通じた、地域活動や行事の周知
- ・民生委員・主任児童委員と連携し、見守り活動
- ・民生児童委員協議会の定例会・研修会開催など、連携強化と活動支援
- ・町内の様々な関係機関や団体との連携を強化し、多様化する地域課題に対応する。
- ・民生委員・主任児童委員と地域との交流会の開催
- ・相談支援業務（心配ごと相談）の充実

===== 行政の取り組み =====

- ・各種事業（講演会等）への参加・協力・支援
- ・介護予防教室、健康教室などのつながる場づくり
- ・放課後児童クラブの運営
- ・老人クラブの運営費助成、活動支援
- ・行政相談員と連携した行政相談の実施
- ・地域ケア会議及び自立支援型地域ケア会議の開催
- ・生活支援コーディネーターの配置と地域支えあい連絡会の開催により、地域のニーズの把握や課題解決に向けた調整
- ・地域包括支援センターの運営
- ・世代間交流促進事業の実施

基本目標 2 地域福祉の担い手づくり

■基本施策 1 地域福祉の意識醸成

現状と課題

- 生活課題の中には地域で解決できることもあることから、地域で解決する仕組みづくりのため、住民の福祉や地域活動に関する意識の向上が重要であり、学校や地域、家庭等において「支え合い・助け合い」の意識の醸成を図る必要があります。
- 人口減少と共に支える人も少なくなっています。地域活動は面倒くさいと感じるものもあるかもしれませんが、若い時から地域における「おたがいさま」という意識が求められています。
- 少子化、核家族化、価値観の多様化、個人尊重の風潮、情報化社会の進行などにより、子どもたちの「思いやりの心」が育ちににくい状況にあるため、幼少の頃からの福祉教育の推進が必要です。

施策の方向性

- 住民の「支え合い・助け合い」の意識の向上を図るため、「ふれあいサロン」など様々な地域活動や広報等の活用により、地域福祉に関する意識の醸成に努めます。また、関係機関が連携し、住民同士のコミュニケーションの維持やコミュニティの継続に向けた取組を支援します。
- 次世代を担う子どもたちへの福祉教育が重要であるため、学校における福祉活動を支援するとともに、地域や生涯学習を通じた世代間交流事業などを企画、支援していきます。
- 家庭・地域・学校が連携し、地域ぐるみでボランティア活動の機会をつくり、ボランティアをしてみたいという子どもたちの気持ちを育てます。

■基本施策 2 地域福祉を学ぶ機会の充実

現状と課題

- 従来の公的サービスでは対応できない様々な生活課題が増えており、地域の福祉活動を推進するためには身近な地域住民の自発的な活動や、ボランティア等によるきめ細かな生活支援への期待が高まっています。
- ボランティアに関心があるものの、情報不足や様々な理由で活動に参加できずにいる住民がいたり、ボランティア団体会員の高齢化による登録者数の減少など、ボランティア活動の停滞が懸念されています。
- 自治会、地域の団体を始めとして、人材を必要としている組織や場は数多くあることから、地域が必要としている人材のニーズを的確に把握し、地域を支える人材育成を進めていくことが必要です。

施策の方向性

- 関係団体等と連携し、地域福祉の担い手となるボランティアを育成するための各種講座の開催や、ボランティア情報の発信に努めます。
- 学校やPTA、親子活動での福祉施設への訪問や奉仕活動などを推奨し、学生のボランティア養成を図ります。
- 高齢者等の豊富な知識や経験が、地域を担う後継者へ引き継がれるよう、地域活動への参加促進を支援します。
- 地域活動の把握や関係機関との連携を図るため、生活支援コーディネーターなど必要な人材の配置及び育成に努めます。
- 町民ふくし講座などを通して、町民の介護・介護予防に関する基礎知識を学ぶ機会を作ります。

■基本施策３ 健康・生きがいづくり

現状と課題

- 高齢者や障がい者、子どもを含むすべての人にとって、住み慣れた地域でいきいきと暮らすためには、心身ともに健康であることが基本となります。病気の完治にこだわらず、病気を抱えても前向きに生きる姿勢を持つことでも健康と言えます。
- 高齢者を対象とした住民アンケート調査では、地域活動への参加について「参加していない」と回答された方が多い状況です。次いで「地区の集まり」への参加が多い状況です。
- 高齢者が人生の中で培ってきた豊かな知識、経験、技能を地域社会の様々なニーズに活かすことは、高齢者自身の生きがいにつながるとともに、地域福祉の充実と地域コミュニティの活性化に結びつきます。

施策の方向性

- 疾病の早期発見・早期治療を目的とした生活習慣病予防健診の受診勧奨など健康管理や介護予防を促進するとともに、孤立予防や自殺予防のために「こころの健康づくり」を強化します。
- 各年代に応じた健康教育・相談、各種健康診査、家庭訪問等を行い、各種団体と連携して地域総ぐるみで住民一人ひとりの健康保持・増進を支援します。
- 高齢者が生きがいをもって住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、生涯学習、健康づくり、スポーツ、レクリエーションなど多様な活動の支援や就労の場の確保、交流機会の充実などの施策の推進に努めます。

■基本目標を達成するための主な取り組み

===== 住民・地域の取り組み =====

- ・ 自主的な地域ふれあいサロンの開設・運営
- ・ 次世代の議会への参加
- ・ 認知症サポーター養成講座への参加
- ・ みしま支援隊への登録及び利用
- ・ ボランティア団体向けの各種講座等へ参加
- ・ 老人クラブ、自治会、ボランティア活動などへの参加
- ・ 健康診断や適切な医療受診
- ・ 各種健康づくり、介護予防講座の活用

===== 社会福祉協議会の取り組み =====

- ・ 地域支え合い推進事業（生活支援推進体制整備事業）の推進
- ・ 社協だよりやホームページによる情報発信
- ・ 地域や各種団体が行う、世代間交流、高齢者支援、障がい者支援等の事業を支援
- ・ ボランティア人材の確保・育成に向けた講座や研修会の開催
- ・ ボランティア団体の連携強化
- ・ 小中学校と連携し、キャップハンディ体験等の福祉教育の推進

===== 行政の取り組み =====

- ・ 次世代の議会の開催により、子どもの頃から町の課題や解決方法を考えるきっかけづくりを実施
- ・ 認知症サポーター養成講座の開催
- ・ 生活支援コーディネーターの配置と地域支えあい連絡会の開催により、地域のニーズの把握や課題解決に向けた調整
- ・ みしま支援隊の普及啓発及び支援の調整
- ・ 保健推進員の研修実施
- ・ こころの健康相談の実施
- ・ 健診項目の充実及び健診結果説明会の実施
- ・ 桐の里ウォークや健康講座、介護予防教室の実施
- ・ スクールソーシャルワーカーの活用
- ・ 子どもから高齢者まで各世代向けの講座の実施

基本目標 3 安心・安全な地域づくり

■基本施策 1 充実した福祉サービスの仕組みづくり

現状と課題

- 誰もが生涯を通じて福祉サービスを適切に利用できるように、事業者が適切なサービスを提供できる体制、利用者が安心してサービスを利用できる体制づくりを推進します。
- 高齢者やその家族に対する保健福祉サービスや介護サービスを始め、子どもや子育て家庭に対するサービス、障がい者やその家族に対するサービスなど、それぞれの個別計画に基づき、様々なサービスの充実を図り提供しています。高齢化に伴い、今後さらに高齢者や認知症の人が増えていくことや、障がい者の自立支援を進める観点から、よりきめ細やかな生活支援が求められています。福祉サービスの人材不足も大きな課題となっています。
- 生活困窮者等を早期に把握して、一人ひとりの状況に応じた自立・就労支援が行われ、安心して自立した生活が営めるよう、適切な自立相談支援機関等につなぐ相談体制の構築が必要です。

施策の方向性

- 地域住民が安心して暮らせるよう、各種個別計画に基づいて福祉サービスの推進に努めます。
- 福祉サービスの人材不足を解消していくために、サービス利用のみに頼るのではなく町民同士お互いに支えあえるように福祉に関する勉強会を開催し、資格取得の為の支援なども実施することで、地域力の強化に努めます。
- 医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の推進に努めます。
- 高齢者や障がい者の日常生活に必要な、地域における支え合い体制を構築するため、地域における「生活支援サービス」などを支援します。
- 認知症高齢者の増加が予想されるため、認知症の早期発見や早期対応に向けた支援体制の構築、認知症高齢者に対する理解や関連する福祉サービスの充実に努めます。
- 保育や地域の子育て支援を充実させるため、家庭や子育ての大切さについて意識啓発を行い、地域全体で子育てを支援するやさしい環境づくりに取り組みます。
- 庁内の関係部署や社会福祉協議会、民生委員・児童委員などと連携し、生活困窮者等の早期発見に努め、生活困窮者自立支援制度の利用勧奨を行うなど、支援に的確につながるよう努めます。

※「生活支援サービス」とは在宅生活を継続するための日常生活支援（配食や見守り等）

■基本施策2 誰もが安心して生活できる地域づくり

現状と課題

- 誰もが利用しやすいように配慮した設備・整備を推進するため、「ユニバーサルデザイン」の考えに基づいた福祉のまちづくりを推進する必要があります。
- 高齢者や障がい者など誰もが安心して暮らすことができる環境をつくるため、日常的に利用する生活環境のバリアフリーの推進が必要です。
- 地域には、地域住民の身近な相談相手として民生委員・児童委員が活動していますが、地域住民の抱える生活課題の複雑化・多様化等により民生委員・児童委員に期待される役割が増え負担感が増していることや、委員全体の高齢化などが課題となっています。
- 認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方を対象とする制度として、民法上の「成年後見制度」や社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」がありますが、高齢化や単身世帯の増加等により制度利用の潜在的な需要の増加が見込まれるものの、制度や事業が十分に利用されていないのが現状です。
- 権利侵害による対象者の身体的・心理的または経済的虐待に対して、早期発見・早期対応を行うため、関係機関やサービス事業所、地域の関係団体との連携協力体制の強化が必要です。
- 高齢者を対象として住民アンケートの地域で暮らし続けるために充実すべきことについては、「高齢者の雪対策の支援」及び「宮下病院等の医療機関の安定継続」と回答された方が多い状況です。次いで「町営バスの継続や交通手段の充実」、「地域での支え合い、見守り体制の充実」となっています。
- 免許返納後の交通については、自由に移動できるタクシーや宮下病院にない診療科目の受診のために他町村に行けるバスなどが求められています。

施策の方向性

- 公共施設や道路について、改修や新設の機会を活用して、バリアフリー化、ユニバーサルデザインに基づいた整備に努めます。
- 民生委員・児童委員がその役割を十分に発揮できるよう、活動しやすい環境づくりに努め、研修会の実施や住民への活動内容の周知等を図ります。
- 日常生活自立支援事業、成年後見制度など権利擁護に関する制度について、住民への広報・啓発を行うとともに、福祉関係者等に対し、研修会や会議等を通じて制度活用を理解を深めます。
- 権利擁護支援のための体制整備を行い、本人の意思決定を支援しつつ、本人にとって必要な支援に適切につながることができるよう相談対応等の体制整備に努めます。
- 子どもから高齢者まで、虐待のない地域づくりに向け、学校やサービス事業者と連携するとともに、近隣住民による地域の見守り体制の構築など、発生予防、早期発見、相談対応に努めます。
- 環境や移動手段により医療圏も変化していくため、医療圏も意識した道路づくりや要望活動を進めていきます。

■基本施策3 地域で取り組む防犯・防災

現状と課題

- 住民が安心して暮らすためには、隣近所との日常的な声かけや支え合いなど、地域住民によるネットワークづくりが犯罪防止へとつながります。地域社会の絆が希薄になっているため、日頃からの付き合いなどを通じ、地域の連帯に基づく防犯力を高める必要があります。
- 災害による被害を未然に防止、または最小限に食い止めるためには、日頃からの備えが不可欠です。地域での支援体制及び情報伝達体制の充実を図り、要配慮者が安心して生活できる環境をつくる必要があります。
- 日頃から要配慮者の地域での生活実態を把握するとともに、行政、地域、民間事業者・団体、民生委員・児童委員等が必要な情報の共有を図りながら、平時からの積極的な見守りや相談、支援体制を連携して構築し、支援するための支え合いの地域づくりを進めることが重要です。
- なりすまし詐欺をはじめとする特殊詐欺が増えてきています。時代と共に犯罪も複雑化しており、高齢化が進む中で更に個人や地域において予防や対策が必要となっています。

施策の方向性

- 警察や各家庭、保育園・児童館、学校、自治会、防犯協会などと連携し、地域における事件や事故、不審者に関する情報、緊急時の対処法などの情報共有に努めるとともに、防犯意識の向上、予防意識の啓発を図ります。
- 災害や緊急時の避難支援等が迅速かつ適切に提供されるよう、普段からの地域の支援者・団体等による日常的な見守り活動を促進するとともに、地域での防災訓練の実施を推進します。
- 災害時要配慮者避難支援計画や避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、情報の的確な把握と共有に努めます。
- 要配慮者や支援者のための福祉避難所の指定を行い、災害発生時の避難支援に備えます。

■基本目標を達成するための主な取り組み

===== 住民・地域の取り組み =====

- ・老人クラブ、自治会、ボランティア活動などへの参加
- ・日頃から声を掛け合う地域でのつながりづくり
- ・日頃から非常時持出品の点検
- ・災害時の避難情報の収集とすみやかな避難行動の実施

===== 社会福祉協議会の取り組み =====

- ・日常生活支援事業（あんしんサポート）の啓発
- ・福祉サービス（福祉用具・福祉車両の貸出）の充実
- ・要援護世帯への除雪支援
- ・災害時の事業所連携システムの構築
- ・災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施
- ・災害用備蓄品の充実

===== 行政の取り組み =====

- ・成年後見制度活用への支援
- ・みしま支援隊の運営
- ・紙おむつ費用の助成や、健診の充実
- ・配食サービスの実施
- ・緊急通報システムの整備
- ・認知症初期集中支援チームによる訪問等の実施
- ・成年後見制度利用促進にかかる啓発
- ・子どもや育児の相談窓口の設置
- ・障がい者の就労支援とつくしの会の運営
- ・町営バスの運行
- ・町施設のバリアフリー対応や思いやり駐車場の実施
- ・宮下病院後援会の運営
- ・虐待などに対する相談対応窓口の設置
- ・地域包括支援センターの運営
- ・自主防災組織の検討
- ・ハザードマップ及び防災無線の整備
- ・避難所への非常食等の配備
- ・交通教育専門員や交通安全対策協議会による街頭指導
- ・交通安全協会への支援
- ・避難行動要支援者の個別避難計画の作成

第5章 計画の推進、進行管理

1 計画の推進体制

地域福祉施策の推進にあたっては、福祉・保健・医療のみならず、住民の生活に関連する幅広い分野から福祉を捉えた取組を進められるよう、庁内関係各部門との連携を図り、施策の推進に努めます。

2 計画の進行管理

本計画の進行状況については、適宜・点検評価を行い、計画の見直しに反映させていきます。また、必要に応じて三島町地域福祉計画等策定委員会に報告し、意見を求めることとします。

3 施策に係る指標

本計画の推進にあたっては、その実効性を確保するため、次期計画の見直しを行う6年後の事業実施目標を設定し、計画の評価を行います。

■目標1 ふれあいサロン 開催地区数

■目標値 現在値（令和6年度）13箇所 → 目標値（次期計画見直し時）13箇所以上

町内17行政地区中、年1回以上開催の地区を13箇所以上とするため、社会福祉協議会の協力のもと、自治会等と連携して推進します。

■目標2 みしま支援隊登録者数

■目標値 現在値（令和6年3月）17人 → 目標値（次期計画見直し時）17人以上

会員数が減少することなく年間に数人ずつ増えるよう、みしま支援隊の活動の周知を強化します。

■目標3 避難行動要支援者個別計画作成（延件数）

■目標値 現在値（令和6年3月）2件 → 目標値（次期計画見直し時）8件以上

在宅の重度介護者やひとり暮らしの障がい者等を中心に、個別計画を1年間で1件以上作成することを目標とします。

■目標4 認知症サポーター数

■目標値 現在値（令和6年3月）156人 → 目標値（令和8年度）200人以上

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かい目で見守る「認知症サポーター」について、増加を目指します。